

電信寫

24401

昭和二十一年四月五日 平本會 一月四日 五月一日 事務局長

吉田總裁  
第三二號 (通衆)  
(十二月分勞務月報)

大分縣  
A (切) なし (同) 一三八五  
B (切) なし (同) 一三八五  
C (切) なし (同) 一三四三  
D (切) なし (同) 一〇三九、八七〇

宮崎縣  
A (切) なし (同) 一〇五  
B (切) なし (同) 一〇四  
C (切) なし (同) 五六、二七二、二〇  
E (切) なし (同) なし

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡設庶、管、經 (了)

外務省

電信寫

24401

昭和二十一年五月五日 本會 一月四日 五月一日 事務局長

吉田總裁  
第二號  
(十二月分勞務月報報告の件)  
十二月分勞務月報左の通り

廣島  
イ、〇各項該當なし  
A、ロ、二一六〇一四名  
B、ハ、一五二四五名  
C、ニ、一七二八九名  
D、ヒ、支拂額六八一〇三七五圓三七七銭  
未拂額一七〇六八八八圓一九銭  
計 二三八七九二五八圓〇六銭

E、なし

外務省

電信寫

鳥取

イの各項該當なし

A、ロ、二〇一九名

B、ロ、一八八二名

C、ロ、二〇一九名

D、ロ、一三二〇六七四圓四八錢

E、ノなし

配布先 文、電、総務部長、総秘書、総庶務、管、經

外務省

電信寫

P4401

第一號

昭和二十二年 水専 奉

石川 本省

一月廿一日 一〇時 分發 締設

吉田 總裁

多田出張所長

( 勞務月報 )

石川縣、富山縣の十二月分勞務月報左の通り報告する。

石川縣

A (イ) 六六・三人 (ロ) 〇・二二人

B (イ) 六六・三人 (ロ) 〇・二二人

C (イ) 七二人 (ロ) なし

D (イ) 五一・六二二圓一七錢 (ロ) 一六一圓

E (イ) なし (ロ) なし

富山縣

A (イ) なし (ロ) 七八・七九五

B (イ) なし (ロ) 七六・三一三人

外務省

電信寫

○(イ)なし  
D(イ)なし  
B(イ)なし  
C(イ)なし  
D(イ)なし  
E(イ)なし  
向在差込  
四一四・二四三二圓五錢  
配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡設庶、營  
(丁)

外務省

電信寫

0440/

昭和二三 六二 平 和歌山 一月六日 一三〇 發 絡設  
總裁  
第二號  
(勞務月報)  
二十一年十二月分勞務月報報告  
記  
A、(イ) 三九八  
B、(イ) 三五四  
C、(イ) 三三五  
D、(イ) 三六〇六九五圓九五錢  
E、(イ) なし  
なほ(イ)の該當なくまた右のうちには通譯は含んでいな  
配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡設庶、營、經  
(丁)

外務省

電信寫

74401

訂正報

主管、絡設

一月七日福井縣來電總番號八五勞務月報中左記訂正來電があつた

C、イ、九五とあるを三〇に

D、イ、八三〇四三三圓とあるを八〇四三三圓に

夫々訂正

電信班

配布先 文、電、絡設部課、絡秘

外務省

電信寫

74401

昭和二二 八五 平 福井 一月六日 一五 發

本省 一月七日 一〇 着

福井縣 絡設

設 署 部 長

(勞務月報提出の件)

A イ一〇三〇なし

B イ一〇三〇なし

C イ 九三〇なし

D イ八三〇四三三圓なし

E イなし

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡設庶、營、經

(了)

外務省

RH'-0022



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

94401

昭和二二 八〇 平 福岡一月六日一四二一發 絡設  
本省一月七日 九二〇着  
吉田 總裁  
會副事務局長  
第三號

(勞務月報)

▲ 八〇五三  
B 七二九八  
〇 八〇五七  
D 七八七六六五四圓三四錢 (常より者諸手書を含む)  
二五九七七圓五八錢

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡設庶、營、經

(了)

外務省

記帳

電信寫

94401

昭和二二 七〇 平 奈良 一月六日一六二五發 絡設  
本省  
吉田 總裁  
香出 課所長  
第一號 (至 急)

(勞務月報)

A (1) 三六 (回) 一〇六三  
B (1) 三三 (回) 九五二  
C (1) 三五 (回) 八五三  
D (1) 四五〇四九圓五三錢  
(回) 一六三五四七四圓一〇錢  
E (1) なし (回) なし

配布先 文、電、絡設部長、絡秘、庶、營、經

(了)

外務省

記帳

電信寫

74401

昭和二三 七三 平 大阪 一月六日一七一分發 絡設  
 青田 總裁 七日〇九四分發  
 第三號 (至急)  
 (勞務月報)  
 客年十二月分勞務月報左の通り  
 A (1) 二七七四五 (1) 一九四一五七  
 B (1) 二七六二七 (1) 一八八一七九  
 C (1) 九六六 (1) 七〇〇九  
 D (1) 一一二九六三圓八錢 (1) 六四一五一三三圓一〇錢  
 E (1) 三〇三五八圓四〇錢 (1) 一八〇七九四圓九九錢  
 (了)  
 配布先 文、電、絡設、絡秘、絡設庶、營

外務省

記帳済

電信寫

74401

縣名	A	B	C	D	E
宮城	1001	1001	1001	1001	1001
岩手	1001	1001	1001	1001	1001
青森	1001	1001	1001	1001	1001
山形	1001	1001	1001	1001	1001
秋田	1001	1001	1001	1001	1001

昭和二三 一一一 平 仙臺 一月七日一〇〇發 絡設  
 青田 總裁 本省一月八日一〇〇發  
 第一號 (十二月分勞務月報報告の件)  
 管下六縣十二月分勞務月報左の通り  
 大江事務局長

外務省

電信寫

p4401

昭和二三 一〇四 平 大津 一月七日一六〇一號 給設  
本省 八日一〇〇〇 着

吉田 總 裁  
滋 賀 縣

(通急)

(十一月分勞務月報報告に關する件)

勞務月報十一月分

▲(イ)アメリカ六〇〇人、英國二〇〇人(ロ)アメリカ九八九人  
 ■(イ)アメリカ六〇〇人、英國二〇〇人(ロ)アメリカ六五八人  
 ○(イ)アメリカ六〇〇人、英國二〇〇人(ロ)アメリカ七四八人  
 D(イ)アメリカ二七五五一一四九〇號英國一五二三九四四二號  
 (ロ)アメリカ五一五九九四四號

且(イ)該當なし(ロ)アメリカ一三三三三三號

配布先 文、電、給設部長、給秘書、給設庫、管、廳

外務省

電信寫

福島	イ	ロ
	ハ	ヘ
ハ	ヘ	ヘ
ハ	ヘ	ヘ
ハ	ヘ	ヘ
ハ	ヘ	ヘ
ハ	ヘ	ヘ
ハ	ヘ	ヘ
ハ	ヘ	ヘ
ハ	ヘ	ヘ

配布先 文、電、給設部長、給秘書、給設庫、管、廳(丁)

外務省



電信寫

D440/

計	六四八一	五四三〇
常備	B A 、 五二五 一 二五	B A 、 二八六 一 一四
附屬者	A A 、 六九七 三〇	B A 、 五七二 一七
一級	A 岡山地區 食野地區 一六八	B A 、 一七二 一五
種別	要事 雜務	雜務

昭和二三 一〇五平  
吉田總裁  
第一號  
（勞務月報）  
勞務月報十二月分報告  
岡山 一月七日  
本省 九月一日  
井澤事務局長  
格殿

文書課長

D440/

電信寫

計	六四八一	五四三〇
常備	B A 、 五二五 一 二五	B A 、 二八六 一 一四
附屬者	A A 、 六九七 三〇	B A 、 五七二 一七
一級	A 岡山地區 食野地區 一六八	B A 、 一七二 一五
種別	要事 雜務	雜務

外務省



電信寫

ニ勞務獲得

A、供出困難なる職種及びこれにとりたる措置

取 置

大工、メイビスト、洋服工、英文筆記、通譯、靴工

特 徴

大工に對しては新聞廣告及び一般募集をなしつつあり、また勤勞者別につき三四種程度輪番制による措置を實施の上要求數の充足に努めつつあり

特 徴

その他の職種については關係官と協力しその要求數の充足に努むるも同時に新聞廣告及びラジオ放送等の方法を講じつつあり

B、應募過多なる職種及びこれに取りたる措置

現在のところ該事項なし

C、退職者とその再就職政策

外 務 省

電信寫

退職者、日傭三五六、常傭一二七、再就職政策

(1) 三五六名の日傭労働者は常傭によるものと成績不良のため退職又は他部門へ就職斡旋をなす。

(2) 常傭者一二七名は自由職業及その場合に於てより退職せざるものと成績不良で退職を命ぜられたもの等にして他部門へ就職斡旋中なり

ニ賃 銀

A、一般勞働の場合には日最低五〇圓より最高五〇圓程度

B、造船軍關係、一般労働者の支給賃銀は甲、三五圓乙、二〇圓(手取り)にして一般と約五圓の相違あり

C、前記事情なるも造船軍關係労働者に對しては賄物賣の配給等を實施している關係上一般市場との調整は圓滑に行き難問題なし。

ニ特 徴

A、品目、衣料、煙草、酒、麥酒、饋贈

外 務 省

電信寫

①衣料品約一一七四點は年末出勤労働報單用として成績優秀なる者に有償特配をなす。  
②酒、啤酒、酒二石五斗、啤酒一〇〇〇本  
③備蓄一四三〇箱

B、將來の見込

一月末(舊正月)において酒二石一斗を入荷決定進駐軍労働者に對する厚生施設及び事業、

本件に關しては十一月分月報にて報告しその後着工なし

進駐軍労働組合及びその後の動靜

本件については昨年十二月二十二日借働労働者より17において全

國進駐軍組合岡山縣連合會を組織し着々準備しつつあり

④その他新たに捕獲されたる軍物及び進駐部隊なし

労働現況

種別	常備	借日	備合	計
A	五八五八	三一〇〇		六四一八

外務省

電信寫

(イ、に該當するものなし)

B	二九八三	二四七七	五四三〇
C	三〇六七	二〇二一	五〇八八
D	五三八九	四四六一	九九二七
			八〇九七
			三八二一
			三二五五

②附録

A 二六八三 B 二六九七 C 二〇三二 D 九七一三 萬圓

一月十二月中において發生せる進駐軍労働關係通牒高し及び主要

行務なし (註、の項脱落と認められる。電價班)

配布先 文、電、總務部長、特秘書、特機庶、管、經

外務省

電信寫

P4401

昭和二二 一二六 平 京都 一月八日 一三〇 發 絡設  
本省 八日 一六三 着  
吉田 總裁  
吉岡事務局長

(勞務月報報告の件)

- Aイ、一〇三 口、なし
- Bイ、一〇三 口、なし
- Cイ、九二 口、なし
- Dイ、八〇四三三圓 口、なし
- Eイ、なし 口、なし

福井縣知事報告にかかる十二月分勞務月報左の通り報告する

外務省

記帳済

電信寫

P4401

昭和二二 一二二 平 京都 一月八日 一三〇 發 絡設  
本省 八日 一六三 着  
吉田 總裁  
吉岡事務局長

(勞務月報報告の件)

- Aイ、三四六〇 口、三四四二
- Bイ、三四六〇 口、三四二七
- Cイ、二五四二 口、三五八七
- Dイ、三三三四一七圓九七錢 口、三五〇七九五二圓二二錢
- Eイ、なし 口、なし

十二月勞務月報左の通り報告する

配布先 文、電、総務部長、総務課長、総務課、総務課、総務課、総務課

(丁)

外務省

記帳済

電信寫

24401

昭和二三 一五三 平 高松 一月八日 一八三三 發 給設  
 本省 九日 一〇一〇 着  
 吉田 總裁  
 第一號  
 前田 事務局長

(勞務月報)

十二月勞務月報

香川 Aイ、一〇五 口、九六二  
 Bイ、一〇五 口、八七六、一六  
 Oイ、一〇〇五口、七八四  
 Dイ、三八、一八二圓五三錢口、四七六二八一圓一六錢  
 Eなし

愛媛 A口、六五〇、三三  
 B口、六二八、三〇  
 O口、六二二、〇〇  
 D口、九四五、二六〇圓四二錢

外務省

電信寫

Eなし

高知 A口、一五六四  
 B口、一三九二  
 O口、一四五七  
 D口、二、一四八、八六〇圓九〇錢内越冬資金八四二、一五  
 O圓及び前月繰越三、七五七圓七四錢を含む

Eなし

徳島 Aイ、一 口、九八三  
 Bイ、一 口、九四六  
 Oイ、なし口、九三一  
 Dイ、一、五二六圓 口、五、五七六圓四二錢  
 Eなし

公信送る

配布先 文、電、経設部長、経秘書、経設庶、管、経

(了)

外務省

電信寫

94401

昭和二三 一三五 平 吳 一月八日一五〇七發 結股  
本省 九日〇九四〇着  
総運設管部長  
服部中國事務局長

(勞務月報提出の件)  
山口縣十二月分勞務月報左の通り

- A (イ) 六四 (ロ) 一〇八五五
- B (イ) 六四 (ロ) 五三六三
- C (イ) 六六 (ロ) 八四八四
- D (イ) 四二、五四〇 (ロ) 六、一六〇、五二二圓
- E なし

配布先 文、電、給設部長、給設管、給設管、

(了)

外務省

電信寫

94401

昭和二三 一五八 平 名百扉 一月八日一六〇〇發 給設  
本省 九日一六四〇着  
吉田 總裁  
倭島事務局長

十二月分勞務月報左の通り報告す  
(十二月分勞務月報々告の件)

- A (イ) 三三八五 (ロ) 一四四〇
- B (イ) 三三七七 (ロ) 一三九二
- C (イ) 三三五二 (ロ) 一三四二
- D (イ) 三一六三五二四圓〇九錢
- E (イ) 一四二八九六一圓二六錢
- F なし

静岡縣  
A (イ) 四五一 (ロ) 一三三

外務省

記帳済

記帳済

電信寫

○(イ)四九(四)五六  
 D(イ)一〇五五七一圓二〇錢  
 (四)二〇一一六〇圓一〇錢  
 五ナシ  
 但し静岡縣の分は十二月二十日現在、二十一日より三十一日迄は  
 來月分に繰下付  
 配布先 文、電、給設部長、特務、給設課長、兼

外務省

電信寫

B(イ)四五二(四)一七  
 ○(イ)五六五(四)一四  
 D(イ)一〇五五七一圓二〇錢  
 (四)二〇一一六〇圓一〇錢  
 五ナシ  
 岐阜縣  
 A(イ)一二(四)九一三  
 B(イ)一二(四)八八九  
 ○(イ)一二(四)九九三  
 D(イ)一九五六八圓〇〇錢  
 (四)一三一三〇五〇圓三〇錢  
 五ナシ  
 三重縣  
 A(イ)六〇(四)七三  
 B(イ)五九(四)七〇

外務省



電信寫

7440/

昭和廿二年一月八日 十六時三十分 終設

金澤 多田出張所長

終設 設備部長

第一號

(勞務月報に關する件)

貴電第一號に關し

石川縣の同項の数字は前月に比し過少であるが右に相違をいか  
金の爲御禮の上結果至急回電とす。

外務省

電信寫

7440/

昭和二十二年一月九日 十三時一〇分 終設

佐世保 一月九日 十三時一〇分 終設

吉田 總裁

三浦事務局長

第三號 (至急)

(勞務月報提出の件)

勞務月報十二月分左の通り

長崎縣

A (1) 七四 (四) 四五一一

B (1) 七四 (四) 四五一一

C (1) 七四 (四) 四〇六五

D (1) 八九二二四圓〇一錢 (四) 七一五三六一一圓五七錢

E (1) (四) なし

佐賀縣

A (1) 一七一 (四) 一三一

B (1) 一七一 (四) 一二七

外務省

RH'-0022

0020

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(分類 H'3.1.0.1-1)

電 信 案	回電あり度い	青森縣勞務月報中(口)項A.B.の数字不明に付大至急	貴電才一号に開い	電送第	537	號	主管	設 營 部 長	
				平略	昭和22年	月	9	日	時
外 務 省	第	四	號	件	名	宛	東北事務局		
				件	名	宛	勞務月報に關する件		
				記録件名		發	設 營 部 長		

電信課長

發電係

昭和22年1月9日起草

記帳済

電信寫

外務省

0 (4) 一七八 (4) 一三三  
 D (4) 三四一九〇三圖一〇鏡 (4) 二二二八三一圖〇〇鏡  
 (4) (4) なし  
 (丁)  
 配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡設庶、營、經

RH'-0022

0021

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



電信寫

24401

外務省

昭和二三 二一三 平 仙臺 一月一〇日 六〇〇發 絡設  
 本省 一二日一〇三五着 大江事務局長

吉田 總裁

第三號

(十二月分勞務月報訂正の件)

往電第一二號に關し

山形の分左の通り訂正ありたし

A (四)一、四二四 B (四)一、三三七

O (四)一、二九四

(丁)

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡設庶、營、經

(分類 H'31.0.1-1 )

電信課長	主管	設管部長
	主任	設管課長
發電係	發	設管部長
昭和三十二年一月九日	電送第 533 號	
平陸	時 分	
件名	勞務月報に關する件	
宛	各終連事務局長	
札	禮院、東海北陸、神戸	
宛	四國、佐世保	
合 第 一 號		
記録件名		
至急		
貴局管轄下の各縣勞務月報末着に付大至急報告あり度い		

9 13



RH'-0022

0022



電信寫

24401

昭和二三 一七七 平  
吉田 總裁  
第一號  
(勞務月報)

横濱 一月十日一七〇〇發  
本省 十一日 九一五着  
鈴木事務局長

十二月分左の通り報告する  
なお埼玉は未着神奈川縣は不明の點あり、目下調査中につき追つて報告する

長野縣 A (1) 二七三、四 (回) 五四七、六  
 B (1) 二一二、四 (回) 四七三、六  
 C (1) 二六八 (回) 三八二  
 D (1) 一六五、一二一圓西〇錢 (回) 三八一、六八五圓五三錢  
 E なし

山梨縣 A (1) なし (回) 四二  
 B (1) なし (回) 三九一

外務省

電信寫

新潟縣 A (1) 七〇 (回) 八二  
 B (1) 六九 (回) 八一  
 C (1) 六八 (回) 七三  
 D (1) 一一四、〇七五圓〇二錢 (回) 一四八、八四〇圓七五錢  
 E なし線越なし

群馬縣 A (1) なし (回) 二四六九  
 B (1) なし (回) 二四六九  
 C (1) なし (回) 二三九四  
 D (1) なし (回) 三、二九八、三一八圓二五錢  
 E (1) なし (回) なし

配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡設庶、營、經

(了)

外務省

電信寫

24401

旭川	小樽	函館	札幌	
ロイ、 05	ロイ、 05	ロイ、 05	ロイ、 05	A
ロイ、 05	ロイ、 05	ロイ、 05	ロイ、 05	B
ロイ、 05	ロイ、 05	ロイ、 05	ロイ、 05	C
ロイ、 05	ロイ、 05	ロイ、 05	ロイ、 05	D
				E

十二月分勞務月報左の通り

(勞務月報報告の件)

第七號

吉田總裁

*[Handwritten signature]*

武内事務局長

昭和二十二年一月十一日 一六〇〇發 絡設

託帳済

外務省

電信寫

昭和二二 二一一 平 仙台 一月 十日 一六〇〇分發 絡設  
 本省 十一月 一六一分着  
 大江東北事務局長  
 吉田總裁  
 第二號  
 (勞務月報に關する件)  
 貴電第四號に關し  
 青森  
 Δ (ロ) 一五三  
 B (ロ) 一四  
 配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡設庶、營  
 (丁)

外務省

託帳済

電信寫

74401

訂正報 一月十六日 電信班 給設

十一月着札帳簿第七號(第一八五)十二月分勞務月報中左の通り訂正せり

計	千	兩	圓
▲の イ、 二、 四、 五、 七、 九	▲の イ、 五、 二、 四、 の、 四、 九、 五	▲の イ、 七、 一、 五	▲の イ、 一、 〇、 四、 九

(丁)

外務省

本信郵送す

配布先 文、電、給設部長、給秘書、給設庶、管、經

計	雜 内	室 蘭	千 歳	美 幌	釧 路
イ、 三、 八、 〇、 九、 二	イ、 、 〇、 三	イ、 、 九、 二、 三、 三	イ、 、 三、 七、 二、 〇	イ、 、 一、 三、 七、 〇	イ、 、 三、 七、 〇
イ、 三、 八、 〇、 九、 三	イ、 、 〇、 三	イ、 、 三、 九、 三、 三	イ、 、 三、 七、 二、 〇	イ、 、 一、 三、 七、 〇	イ、 、 三、 七、 〇
イ、 三、 八、 〇、 九、 三	イ、 、 〇、 三	イ、 、 三、 九、 三、 三	イ、 、 三、 七、 二、 〇	イ、 、 一、 三、 七、 〇	イ、 、 三、 七、 〇
イ、 三、 八、 〇、 九、 三	イ、 、 〇、 三	イ、 、 三、 九、 三、 三	イ、 、 三、 七、 二、 〇	イ、 、 一、 三、 七、 〇	イ、 、 三、 七、 〇

(丁)

RH'-0022

0026

電信寫

94401

昭和二三 二一五 平 厚木 一月一日 一九五〇 發 絡設  
 本省 一二日 九四〇 着  
 今井出張所長

吉田 總裁

第二號

(勞務月報訂正に關する件)

往電第三七號に關し  
 D項を左の通り訂正請ふ  
 Dイ、なし  
 ロ、三〇一七、五一八六五 (丁)  
 配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡設庶、營、經

外務省

(分類 H'3.1.0.1-1)

電送第 833 號	主管 設營部長
昭和 22 年 1 月 2 日 午後 0 時 30 分發	主任 總務課長代
件名 宛 四國事務局長	昭和 22 年 1 月 13 日起草
件名 勞務月報に關する件	少務
記録件名 發 設營部長	記帳済
第 三 號 (支送)	

電信課長 發電係

貴電才一号に關し  
 徳島縣のD項金額は五、五七六圓四三錢とあり過ぎる  
 ことに付調査の上至急回電ありませう

RH'-0022

0027

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

電信寫

外機密

229.0.1

番 号	八三七
符 号	平
日 時	昭和廿二年一月十二日一四時一五分
主 管	電

札幌事務局長

第四號(至急)

(電信事項)

貴電第七號(勞務月報)各地のB項のみ再電ありたい

吉田總裁

(分類 H 36.1-1)

000834

電 信 案	電 送 第 000834 號	主 管	設 管 部 長
	平 時	發 送 日 時	22 年 1 月 13 日 13 時 20 分
	件 名	宛	設 管 部 長 主 任 總 務 課 長
	合 第 九 號	發	札 幌 事 務 局 長
	(大至急)	記 錄 件 名	山 口 縣 知 事
			島 根 縣 知 事
			山 口 縣 知 事
			勞 務 月 報 に 関 する 件
			發 設 管 部 長

あり指い。

貴局(縣)の十二月分勞務月報未着に付大至急回電

電信課長

發電係

記帳済

44

10-2

昭和22年1月13日起草

電信寫

分類 2440.1

昭和二十二 二四二 平

神戸 一月十三日 一八〇〇 着  
本省 十三日 一八〇〇

設 營 部 長

田中事務局長

第五號 (至念)

(勞務月報)

兵庫縣における十二月分勞務月報中のDは一〇、六七二、七八八圓五五錢にして平均一人當り一、一四七圓なり。

配布先 文、電、総設部長、総秘書、総設庶、營、經

(了)

外務省

電信寫

分類 2440.1

昭和二十二 二七八 平

東京 一月十三日 九一四號 通設  
本省 十四日 一〇五〇着

設 營 部 長

振部事務局長

第五號

(勞務月報附書の件)

麻帳簿十二月分勞務月報左の通り

記

A (1) 二

(1) 八三八

B (1) 二八三、四三三、四三三、四三三

(1) 七三一

C (1) 七〇三

(1) 七九〇三

D (1) 支拂額九二八・三九八圓〇〇圓

外務省

記帳済

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RH'-0022

0029



分類 PA40.1

電信寫

外務省

昭和二一 二八三 平 高松 一月十三日 一 一 一 發 絡設  
 本省 十四日 一 一 一 〇 着 前田四國事務局長

吉田總裁  
 第三號

(勞務月報に關する件)

貴廳第三號に關し

七七五五七六圓四二錢正當であるなお本件四連第四號にて公價

配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡設庶、營、經

(丁)

記帳済

電信寫

外務省

支拂未済額三八四・七一六圓五二錢

なし

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡設庶、營、經

(丁)

RH'-0022



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

電信寫

2440.1

昭和二二 二五五 平 松山 一月十三日 一三四一發 給設  
 本省 十四日 九四〇着

設 警 部 長  
 (至急)

十二月分勞務月報

A、イ、二、口、八三八  
 B、イ、なし、口、七三一  
 C、イ、なし、口、七〇三  
 D、イ、七九〇圓、口、支拂九二八三九八圓九〇錢支拂未済三八  
 四七一六圓五二錢

E? なし

配布先 文、電、給設部長、絡秘書、絡設庶、警、經

(丁)

外務省

電信寫

2440.1

昭和二二 二五〇 平 仙臺 一月十三日 一四〇發 絡設  
 本省 十四日 九〇〇着

吉 田 總 裁

第四號

(勞務月報に關する件)

往電第一二號に關し

官城縣の分左の通り訂正ありたし

A (1) 一、九二六 (1) 七、七〇四  
 B (1) 一、九八六 (1) 七、九四四  
 C (1) 二、〇四四 (1) 八、一七九

配布先 文、電、給設部長、絡秘書、絡設庶、警、經

外務省

發信用執務用									
主信									
甲									
乙									
丙									
丁									
備考									

文書課長  
 事務課長  
 庶務課長

文書課發送日	普通	第	號	昭和	二十二年	月	十四日	附	附屬	?
主	事務	第	一	號	昭和	二十二年	月	十四日	附	附屬
受信人	中次事務課長		支	日	茂	教				
先付送寫	横濱事務課		第	六	號	事務				
件名	事務月報送件									
録記	事務月報送件									
備考	事務月報送件									

文書課長  
 事務課長  
 庶務課長

分類 2880.1

電信寫

昭和二十二年二月二十六日  
 横濱二月十三日一六三八發給給設  
 本省二月十四日九四〇着  
 鈴木事務局長

第二號  
 吉田總裁  
 (十二月勞務月報報告の件)  
 茲に十二月分勞務月報報告したが神奈川縣分未報告のため追  
 する

神奈川  
 A、一七六七、一、五一、六八四、一  
 B、一七六六一、四、九七、七六三、二  
 C、一六四六、一、五一、四七二  
 D、一三、四二八、五三八、八〇〇、十一月分五、四三三、九九  
 ○八十二月分五一、九〇六、  
 七五、六四

配布先 文、電、総務部長、総秘書、総庶、管、經

RH'-0022

0032

No. 1

外務日報 十二月分報告

一 連駐軍関係分枝概況

本日は其地は十一日廿日内報。あり整理問題。越年資金より

問題とに即ち整理問題あり。

一 整理問題

十一月中旬行はれ、其地内報分枝報告。第一次整理

実施後幾分の経過報告を見せ、十一月三十日に至り、その後

終戦連絡厚木出張所

RH'-0022



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



其條件に於ては、得る理由を、中絶せざるに於て

共に於て停戦と、その協定と協議、今更、整理問題は

このあつては、一但し、協定の、協定、このあつては、

理人の決定する事、申元を、軍行、着手、接洽、一、申元、

司令官は、前掲の、要を、一、執り、一、讀み、お、お、は、種、一、美、状、を、以、明

況、得、に、如、り、め、え、し、し、司令官は、其、地、内、米、側、人、員、戦、場、と、日、本、人、就、方

つ、習、者、を、の、比、率、を、審、に、入、員、に、刺、と、主、張、す、る、爲、に、所、在、の、

終戦連絡厚木出張所





No. 5

整理は到底行はざる事を見かねて司令官も中の方を案内同意し  
 連日三〇名、整理入多し之を以て整理は一先停止せしめ次  
 年手入控へを整理せしめり解離は十五日と決定し此後である  
 第百二の目か 今回の整理は第一軍團隊のみを対象としてあり  
 第二の軍團隊は一應整理対象より除外せしめられ  
~~第三の軍團隊は~~ 独自の立場にあり其の目的は Mr. Sikes の今回のカ  
 ンパイン 整理者はこの軍團隊を除く事 *Salvage Fund* の金  
 収支の目的。申すあり 整理者の大勢はカインに専らあり

終戦連絡厚木出張所

RH'-0022

0037





No7

高令後も整頓を待たざるは司令の態度甚より様態せん
之にあり此の事は尚基地に限定するものなり一般の如何と
進駐軍関係業務者は概多せらるると思はるるが「職令」を
規定の改正中事連係せしむるは必要あり
し、上は、次官の要。又退職者の職令に任しは、各地
の如く、支那の領土に於ては、主権の如く、第一、次、整理者の

終戦連絡厚木出張所

RH'-0022



No. 8.

新帳未だ具齊有様あり

未解あり

(四) 戦年資金の取

戦年資金の支給は十二月に入りや紙上発表等ありし為今止り

事務・商心と活め支給期日ありし全額に因り

続々  
機内合せ

課長中法勤と展開は二條編はありしは三十日、三十一日

日備はありしは三十一日夫々現金支給済みと申す

終り封鎖文書は本年一月に入り完了を以て

終戦連絡厚木出張所



40.7

三) 北方協定會用條の件

中央と全國進駐軍との協定同盟との間に十一月六日締結

セムル瓦國休協約及北方協定會規定に基き、北盟連合会に

厚木基地工作の協定會事との間に十二月七日基地協定會

會に設置し、政府協定委員は本會以下四九一方協定會に

加派組合以下四九一方協定會に組織し十二月七日第一回

會合を主催し、第一回協定會決定事項に於て會用

終戦連絡厚木出張所

RH'-0022

0041

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

No.10

整理問題の果律他に伴り十二月十四日英三回會合に備  
別紙を二筆の通し協定決定を見せ

四  
其の旨

蘇方人員の刺り及せりての地は六方勢要本は皆無に

しこの勢要本は現在支障を来すべしと云ふ所は一人の料の

整理に當りては有保りあり、此等備看現在多九百九日

備約二日平均廿九日なり

終戦連絡厚木出張所

RH'-0022

0042

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(五) 労務行政統一問題

労務行政統一問題  
労務行政は神奈川線下に於ける労務行政を取扱の度、僅一ツツに統一し

他此に比較し、労働組合に於ける相争開きある應、其の余儀なくせしめられ

自治的衝と尖り、此の事、總て無きと期し、難し。此の事、労働組合に於ける

間、ギャップを教へ、攻勢を展開し、果しては、労働組合は、應待た

其の慮す、有根である。又他面、市備、日備、取扱、校園を望むに

又的運送と行、底、為、自治、市備、労働者、日備、労働者の持、

終戦連絡厚木出張所

RH'-0022

0043

招来し職場によるは種問題と志起し此。中斷あり、面。

整理者中、中斷者、S. J. への轉職にあり、同職

場、従来日僱、若者の職場、見られ、教育不況の事起を見せ

日僱者は中斷者の統與高懸、職場の確保より、中斷者、就労と拒否

し、中斷者、教育不況の事起を見せ、其解決に、其意を、中斷者

あり、其不況の統一も痛感する共に、其実現には見込あり、付き

此を為し、厚木日僱、勤労者、協議し、日僱者、若者に、其種、設備

終戦連絡厚木出張所

漸く教育と見做す有様なり。其日備古備の村主又日備者初  
 者は古備より防者の方働認めに抗し全村方働認めと認め書  
 備たる等々其村之は所次深まり行々認めあり。市村長  
 又既述南に於ては其方の一元的運営の下に行はれ居り古備  
 日備に古備に於ては「備」と見え、定む有様あり。ある  
 以上の如く概算より、地方行政の統一は絶対必要と痛感せしむ  
 是等調査研究の心算別系統よりの一考も出さ(既述面より)

終戦連絡厚木出張所

RH'-0022

0045



その理由及他地との均等理由。東に共に中央に於ても之が統一。  
の気運との事判明せしむるに厚本日備勤方員者へ全面的に之が  
行政を移管するに之と決意す又入替制の整備を俟ち実施する  
事とす。

終戦連絡厚木出張所

RH'-0022

0046



No. 12

行山事、七日か産別算出に原亦已送既軍要号方効也  
 規是の六月の期間、五十日以内を規と、若否二百日以内を規とす  
 内、早送る要号方、<sup>つゝ</sup>其方は已を拒否して、爲更に六月以上  
 者に対し一律五十日の早送を要望し、其方と一は既在の  
 在興秋津表と既済状態とを以て、一律五十日の早送を要望  
 其に必ずしも不中ならずとし、全量送者に対し六十日以上の早送  
 者に対し一律五十日の早送を認むることとす。

終戦連絡厚木出張所

RH'-0022

0048

<p>南基地の状況の官報に逆角云々も不慮の事。現在、物西等の経</p>	<p>済状況より難日<small>全出</small>日給が実施され、在りては経済に鑑み特に</p>	<p>承認するに方針あり。今回の昇給により、水準を上げたいと考へ</p>	<p>ある。</p>	<p>(B) 特記事項なし</p>	<p>(C) 特記事項なし</p>	<p>四特取関係</p>
-------------------------------------	--	--------------------------------------	------------	-------------------	-------------------	--------------

終戦連絡厚木出張所

(A) 全労務者 焼酎 四石七斗三升

(B) 加歌米中十二月分は 産配一月分と同時に配給する見  
 込。

十月下旬  
 高割当のありたる衣料等は現物無しのてまじに配給せらるる

(C) 進駐軍労務者にはたのび生計に及ぶ事あり  
 特以事あり

(D) 進駐軍関係労働組合及その動向

終戦連絡厚木出張所



附包せり

現下の労働政勢の余波は必也。如き点地にも波及し来ると  
 産別系たる厚木地は進駐軍要員労働組合は活潑な運動を  
 展開し昇給問題、政治問題等々を論じ十二月十八日及二十三日  
 主として紙面を占め、第四号の如き要求書を提出し一ヶ月間を日た  
 十二月十六日には百数十名赤旗のデモ行進を  
 行ひ労働場所を取巻き警察の擧げに全面防壁を築き  
 更に迫つて大規模である。主として赤旗は種々の旗を大よりして

終戦連絡厚木出張所



別紙に在り、如く用を以て、本組合員は、  
 不承の海軍を、  
 鄭同、世祝、  
 は、  
 對、  
 斯、  
 此、

終戦連絡厚木出張所

RH'-0022



49

勤向に注意し下押こたの奮起あり  
 一 協同盟軍の厚木基地工務労働組合は終始協調的にて  
 協議會の運送は内務に行はれしなり  
 七日の明け方に接收工本を運ぶに付既行隊  
 一 兵一  
 八 労務現況

終戦連絡厚木出張所

RH'-0022

0053



E	(D)		C		B		A		
	(a)	(b)	(m)	(n)	(p)	(q)	(r)	(s)	
+	+	三 五 九 三 九 六	+	九 九 九	+	九 九 九	+	九 九 九	平 常 備 用 計
+	+	七 五 八 三 三 三 三 三 三 三 三 三	+	三 九 〇	+	七 =	+	七 =	B 備 用
		三 〇 七 三 八 三 三 三 三 三 三 三		一 三 八 九		一 七 =		一 七 =	合 計

終戦連絡厚木出張所

RH'-0022



九、情員

十其の十一に注と考出せ。進駐軍と労働関係の交渉等及主要行事

労働協約會関係の件第一次に載の通り

終戦連絡厚木出張所

厚連普第九號

昭和三十三年一月十四日

終戦連絡中央事務局厚木出張所

所長 今井重夫

終戦連絡中央事務局  
總裁 吉田 茂 殿

労務月報送附の件

本件客年十二月份報告書別添の通り送附するにつき  
御査閱願ひたい

RH'-0022

0055

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

勞務月報十二月分報告

一、進駐軍関係勞務概況

本月は十月三十日司令部より内報のあつた勞務者の整理問題と  
越年資金の問題とに動搖と混乱の裡に終始した

(一) 整理問題

十月中旬行はれた基地内就勞勞務者の第一次整理実施後幾  
分の落着きを見せたが十月三十日に至り勞務士官 Captain Quinn  
より司令官の命に依るの趣を以て更に二五パーセントの人員整理実施  
方内報を受けた。今回の整理はマ總司令部の指令に基くもの  
ではあるが基地内状況より見るに整理の余地あり、豫想せられた  
處ではあるが司令官内報の二五パーセント、職場に依りては五〇パーセント  
の整理を無條件に容認するに於ては各職場の實狀よりして到底  
職務を遂行し得ず、その責任を負ひ難く且先般御訓令の雇傭  
関係の確立の趣旨よりするも面白からざるものあり右提案を無條  
件的に容認し得ない理由を與へて緩和方申入れると共に當所係  
官として勞務士官と協議し今回の整理問題に付ては當所に一任  
し當所が各職場の實狀を調査の上二五パーセントの線に沿つた女當  
な整理人員を決定することに申合せしめると共に真ちに名簿を作製表

人選に着手し略二五パーセントの整理人員を決定し接衝し來つたが  
司令官は最初の提案を固執して譲らず當所は種々實狀を説明  
説得に努めたも司令官は基地内米側人員、職場数と日本人就勞  
勞務者数との比率を盾に人員過剰を主張するのみにして折合ひ  
つかず交渉を續くる間に更に整理範囲を擴大し來り通譯の半減  
女子勞務者の全面的整理迄要求し來り、線分感情問題に走  
つた傾も見らるゝに至つたので當所は事態の進展と睨み合せ人選に  
再検討を加へ最少限度の必要人員を調査の上約二九〇名の整理  
者を通報した。この整理人員は日傭、常傭を含まれたものである  
が職場に依りては三〇パーセントの整理の行はれる處もありこれ以  
上の整理は到底行は得ないものであつたが司令官も遂に當方案に  
同意し約二九〇名の整理人員を以て第二次整理は一段落を上げた  
次第であるが年末を控へた時期でもあり解雇は二十五日と決定し  
た次第である。今回の整理は第八軍関係のみを對象としたもの  
であり第五空軍関係は一應整理對象より除外され獨自の  
立場にあり基地司令官 Major Sikes より今回の第八軍関係整  
理者は空軍関係職場たる Salinger Mack に全員收容する旨

の申出あり整理者の大部分は之に轉職せしめ左轉職し得る者の大部分は重労働人夫土工等の職種者で賃銀に於て左程の高低なきもので現在の經濟狀況よりして給与の減額は不可能にしてさりとて *Salvage Grant* に於て技能者の高額を支拂ふことも不可能なるため技能者は殆ど退職した次第である。  
尚今後も整理を行はるべきことは司令官の態度等より豫想せられる處であり此の事は當基地に限定さるゝものではなく一般的傾向として進駐軍関係勤務者は減員せらるゝものと思はるゝが退職金支給規定の早急改正を要望して止まらぬ次第である。  
又退職者の就職斡旋については當地の如き交通不便な土地に於ては意の如くならず第一次整理者の就職も未だ未解決の有様である。

### (二) 越年資金問題

越年資金の支給は十二月に入りや紙上發表等ありしため全労務者の関心を強め支給期日支給金額に關し續々問合せ来るが常備にありては三月三十一日日備にありては三月日夫々現金支給のみ支拂を無事終り封鎖支拂は本年一月に入り完了を見た。

### (三) 労務協議會開催の件

中央と全國進駐軍労働組合同盟との間に十月六日締結せられた団体協約及労務協議會規定に基き加盟組合たる厚木基地工務労働組合との間に十月七日基地労務協議會を設置した。  
政府機関委員は本官以下四名、労務組合委員は加藤組合長以下四名計一名を以て構成し十月七日第一回會合を開催別紙第一號の通り協議決定を見ながら今回の整理問題の具体化に伴ひ十二月十日第二回會合を開催別紙第二號の通り協議決定を見た。

### (四) 其他

就勞人員過剰を見て居る當地としては勞務要求は皆無にして勞務充足は現在支障を来して居らず寧ろ人員過剰の整理に苦慮する有様である。常備者現在員約九〇〇名、日備者約一日平均九〇〇名となつてゐる。

### (五) 勞務行政統一問題

當所は終連として神奈川県下に於ける勞務行政を取扱ひ居る唯一の機関として他地區に比較し勞務組合に對しても相當開きある應待を余儀なくせしめられ自然均衡を失ふが如き事態も無きを

期し難、憾あり労働組合はこの間のギャップを執へ攻勢を展開し  
来り當所は應待に苦慮する次第である。又他面常備日傭と  
取扱の機關を異にし二元的運営を行ひ居るため自然常備労働  
者と日傭労働者の對立を招来し職場によっては種々問題を惹  
起し居る所もあり、今面の整理者中常備労働者の *Salvage Point*  
への轉職にありては同職場が従来日傭労働者の職場なりしため  
日傭者は常備者の給與高類、職場の確保より常備者の就勞  
を拒否し就勞不能の事態を見せ之が解決に苦慮せる次第で  
あるが労働行政の統一を痛感すると共に之が實現につき見透  
しつきたるため厚本日傭勤勞署とも協議し日傭労働者に  
對し種々設得し漸く就勞を見たる有様である。又日傭労働者  
は常備労働者の労働組合に對抗し同様労働組合を結成  
する等斯かる對立は漸次深まり行く觀があり又配給面に於て  
は縣廳の一元的運営の下に行はれ居り常備と日傭とに常  
に不均衡を来し居る有様である。  
以上の如き觀莫より労働行政の統一は絶体必要を痛感し  
之が具体策を研究中の慶産別系組合等の要求も出で(配

給面よりする理由及他地區との均衡の理由)来ると共に中央に於て  
も之が統一の氣運ある事判明せるを以て厚本日傭勤勞署へ全  
面的に労働行政を移管することに決定受入態制の整備を俟  
ち實施することとした。

### 二、勞務獲得

- (A) なし
- (B) なし

- (C) 退職者通譯三、洋服師一、X光線技師一、タピスト一、輕勞一、  
ハウスガール一、計一八名(何れも常備者)  
(但し今面の整理者を含まず)

### 三、賃銀

- (A) 當地の就勞者は日傭者にして一年以上の者多く、常備者に  
於ても一年に重んとするもの大部分にして日傭當時を通算す  
る時は一年三四月なり昇給の要望あるが實施せず一回の昇給も  
行はなかつたが今面十二月十六日昇給を行ふこととせるが産別  
系勞組たる厚木地區進駐軍要員労働組合は規定の六月  
の期間、五〇円以内を無視せる最高二〇〇円から最低五〇円の昇給

を要求し来た。當方は之を拒否したるため更に六ヶ月以上の者  
に對し一律五〇円の果給を要望し来た。當方としては現在の  
給與規準表と經濟狀態とを考慮し一律五〇円の果給を實  
施するも必ずしも不當ならずとし全勞務者に對し六ヶ月以上の  
就勞者に對しては一律五〇円の果給を認むることとした。  
當基地の給與の高額が兎角云々せられ居るも現在の物價等  
の經濟狀態よりし且全然果給を實施しなかつた經濟に鑑  
み特に承認せる次第である。今度の果給により規準表を起  
えたる者もある。

- (B) 特記事項なし
- (C) 特記事項なし

#### 四 特配關係

- (A) 全勞務者 燒酎 四石七斗三升
- (B) 如配米は十一月分は遅配し一月分と同時に配給さる見込みなり。  
尚十月上旬割當のありたる衣料等は現物がないうる末に配給  
せられぬ。

#### 五 進駐軍勞務者に對する厚生施設及事業

#### 特記事項あり

六 進駐軍關係勞働組合及びその動向  
現下の勞働攻勢の余波は當地の如き隔絶せる土地にも波及し來  
つた。産別系たる厚木地區進駐軍要員勞働組合は活潑なる  
運動を展開し果給問題、配給問題等に關し十一月十八日及廿三  
日夫々別紙第三號、第四號の如き要求書を提出し來り回答  
日たる十二月廿六日には百數十名赤旗、プラカードを押し立てて行  
進を行ふ當事務所を取巻き氣勢を揚げ要求の全面的容認  
を迫つた有様である。之に對し當所は種々の觀莫よりして別紙第  
五號の如く回答を行った次第である。本組合は兎角不當の要求を  
提出するを常とし居り果給問題に就ては六ヶ月の期間を無視し  
た最高二〇〇円、最低五〇円の要求を提出し當所は拒否した例も  
ありその後本要求書の如く一律六ヶ月以上の就勞者に對し五〇円の  
果給を要求し來るか如き次第である。斯る要求提出に當りて  
も二、三幹部の動きによつて決せられ組合員とは無關係に動き居  
るやに見らる。有様は幹部の動向に注意を拂つて居る次第である。  
總同盟系たる厚木基地工作勞働組合は終始協調的にして協議

會の運営は圓滿に行はれてゐる。  
 七、その月に新に接收された建物及進駐部隊  
 なし  
 八、勞務現況

E (日) (月)	D (日) (月)	C (日) (月)	B (日) (月)	A (日) (月)	
ナシ	ナシ	九九九	九九九	九九九	常備
ナシ	ナシ	九九九	九九九	九九九	日備
ナシ	ナシ	九九九	九九九	九九九	合計

九、請負  
 なし

一〇、其の月に於て發出せる進駐軍勞務關係通牒寫及公主要行事  
 勞務協議會開催の件第一項記載の通り

本信寫送附先 横濱事務局 神奈川県労働課

(別紙第一号)

第一回勞務協議會ニ於テ左記ノ通り決議ス

- 一 終戦連絡中央事務局厚木出張所ト厚木基地勞働組合トハ団体協約ヲ締結スルコトナク十一月六日東京ニ於テ終戦連絡中央事務局ト全国進駐軍勞働組合同盟ト間ニ締結セラレタル団体協約ヲ適用スルモノトス
- 一 厚木基地勞務協議會規定ハ十一月六日東京ニ於テ終戦連絡中央事務局ト全国進駐軍勞働組合同盟ト間ニ締結セラレタル勞務協議會規定ヲ適用スルモノトス
- 一 厚木基地勞務協議會ハ十一月七日ヲ以テ成立ス
- 一 厚木勞務協議會委員ハ左記十名トス  
政府代表 今井重夫、稻野西太郎、多田耕三郎、吉田長久夫、森岡藤治、勞組代表 加藤清治、小山田篤夫、石井 清、高橋治郎、大下正義
- 一 定例会議ハ毎月第二水曜日ニ開催スルモノトス
- 一 厚木基地勞働組合、福利、厚生、修養及文化事業ニ付テハ終戦厚木出張所ハ組合員ノ發意ヲ尊重シ達成ヲ援助スルモノトス
- 一 終戦厚木出張所ハ組合幹部、組合事務執行ニ便宜ヲ供與スルモノトス

- 一 整理人員決定、後勞組ト協議シ眞ニ妥當ヲ欠クト思ハルモノアル時ハ改メテ政府代表ハ聯合軍當否ニ協議シ改定ヲ申請スルモノトス
- 一 年内整理ヲ進ケルコト
- 一 軍職手当増額ハ中央、交渉ニ任スルモノトス
- 一 越冬資金(要請求額二千圓)家族手当(三百圓)及家族手当、定破資金、現金支給方ニ別シテハ中央終戦事情ヲ具申ス
- 一 定期昇給ニ別シテハ終戦資料ト勞組ト上申ヲ俟チ行フモノトス
- 一 配給機関及方法ニ付終戦ハ圖滿近連ナル処理ニ努カス

昭和二十一年十二月七日

終戦連絡中央事務局 厚木出張所長  
厚木基地勞働組合長 印

RH'-0022

0061



(別紙第二群)

第二回労務協議會議事録

一日時 昭和二十一年十一月十四日午前十時半より十二時迄

二場所 基地内終連事務室

三出席者 政府側 多田吉田 真鍋各委員  
労組側 加藤 高橋 小田 大下 各委員

書記 真鍋委員代行

四議題 減員問題

五議事

多田委員ヨリ進駐軍側ノ意向ニ付説明ガアツタ後議長ヲ置カズ  
ラウンドテーブルノ形式ヨリ議事ヲ進行シタガ主要ト議題ハ次ノ如ク  
デアル

1. 減員第一順位ハ日傭者トスベキデアル但シ實施ハ日傭勤勞者ト  
協議スルハ勿論デアルガ常傭的性質ヲ持ツ復者ナシ者ハ残存  
セシメル
2. 空軍関係ハ、タッチシナイ。

3. ドレック大尉ノマークシタ者ト組合側、マークシタ者ト一致シタ者ノ  
減員ハ異存ナシ

4. ジャイアマン四名ヲレポートシテキープスル日傭レバト十七名ヲ減首シ  
技術者ト交替スル

六決議事項

1. ウエアハウスノ二十七名ヲ減首

2. ショップヘルパーノ勞務者十七名ヲ減首

3. ポストエンジニアノ組合員中減首シ得ル者ハ十五名トス

以上五十七名ヲ減首シ他ハキープスルヤウ終連ニテ努力スルマト

以上

(別紙第三神)

要求書

昭和二十一年十二月十八日

厚木地區進駐軍要員労働組合

代表者 太田正名 印

一 常備者基準賃金を別紙組合新査定に如く昇格する事

政府の財政政策の破綻と官僚統制の失敗は我々勤労階級をして闘争の場として生活不可の現状に追いつかぬ。公定物價指数が賃金の基準となり得る現状に於ては實際生活に必要とする物價を基準とし人間らしく生活の最低線を維持する為先般最低賃金千五百円を要求したが之が暫定的措置として別紙の新査定を要求する

二 配給物資を直接組合支給とする事

加配米及特配物資を業者の手より之を組合に配給する場合は種々不正を生じ實際に労働者の手に渡る時は相當の減少をまねかれます。之を直接配給團其他関係配給所より直接組合に配給することを要求する。

三 常備者の所屬を終連事務局より勤労署に移動する事

右は日備者常備者間に相互の誤解を生じやすく且配給物資其他に於て終連事務局には吾々として満足し得ず且一度労働者が失業せる

場合は勤労署による就職斡旋事は当然の問題で常組合に於ても勤労署に移動することを要求する

四 職首該當者の就職斡旋に關する件

此の度の職首該當者に対する就職斡旋は前職首の問題を解決せざる時のことと常組合として之を重要視し前同様他に斡旋する方法と共に第五軍「ベースメント」にて使用する者に就てはコメント、造園の賃金を基準として之を要求する

五 退職金支給に關する件

第三回職首該當者の中就職可能者以外の退職金は第一回の職首と同様な條件に付前回と同様の処置に依り支給する事及び前回職首者の退職金は十二月二十五日迄に支給することを要求する

六 定期昇給に關する件

採用年月日を基準として一律に五十円昇給を認める事を要求する  
七 十二月十日終連結中央事務局厚木出張所及九日神奈川県藤十  
一日終連結中央事務局に提出せる要求書に對する回答を日  
も早くせよ。

終連結中央事務局

厚木出張所長 今井重夫 殿

(別紙第五號)

要求書

越冬資金即時支給ノ件

カネテ要求中ノ越冬資金ハ政府怠慢ノタメ未タニ支給ナラセシ  
フレワレ進駐軍勞務者ハ七月後ニ正月ヲ控ヘ嚴冬ヲ迎ヘントシ  
今ヤソノハ窮乏ノ憤怒ハ極度ニ達シツアリス  
越冬資金ノ支給ガコレ以上遅レル場合ハイカナル事態ヲヒキ起ス  
カモワカリマセン ワレワレヲカカルハ窮地ニ追ヒコシテ責任ハスヘテ政府  
ニアリマス ヨツテ即時越冬資金ヲ支給セラントヲ要求ス  
モハテアリス

右要求項目追加致シマス

一九四六年十二月二十三日

厚木地區進駐軍要員労働組合長

太田 正名 印

終戦連絡中央事務局

厚木出張所長 今井重夫殿

(別紙第五號)

回答書

十月十八日附及同二十三日附貴組合要求書に對シ左記の通り回答  
す

記

- 一、給與基準表の改定は当所の一存にて決定し得ないものであり  
中央に貴方希望を傳達した  
尚貴組合の新基準表が神奈川県下横須賀に於て実施  
せられ居るものならば同一縣下に於て不均衡な給與規定存す  
るは面白からず且現下の情況より新基準表に依るを妥當と  
認むるものである
- 二、物資の配給は給與同様のものであり労働組合等民間団体  
をして直接取扱はしむるは認め難きもオカシの切替等による  
組合員の配給を一括組合に依託するは差支へないと思ふ
- 三、現行の勞務行政は現實に種々支障あるを事實なるを以  
て何等かの統一を計る様目下折角考究中である
- 四、職首者の就職斡旋は就ては折角努力中にして勤勞者よりの通報

あり次第連絡する  
 尚「ハース、サバー」の問題に關しては現行給與を以て就勞方  
 日傭勤勞者との間に諒解成立せるが職場の監理員の意見は  
 尊重され圓滿なる勤勞を希望するものである  
 五 今回豫想せらるべき退職者の退職金支給に就ては前回同様の  
 條件に於て優置する様努力する  
 尚前回退職者の退職金は年内に支給する  
 六 採用年月日を参考として六月以上の就勞者に対し一律五十圓の  
 果給を十二月十六日より実施する  
 七 回答書の早急發出に關しては貴方希望を中央事務局に傳達  
 した  
 八 常備傭勞者越冬資金は左記に依り年内に支給する  
 (一) 十二月廿三日現在在籍者を対象とす  
 (二) 基本給(臨時手当を含む)の二月分但し基本給七五〇円以上の者は  
 七五〇円と見做す  
 (三) 本越冬資金の全額現在掛は聯合軍總司令部の承認を得ら  
 れないが全額封鎖掛とする。但し十二月分俸給手取額が五〇  
 円に満たない者に關しては其の差額を現金にて支給する

昭和三年十二月廿六日

終戦連絡中央事務局  
 厚木出張所長 今井重史 印

厚木地區進駐軍要員  
 勞働組合長 太田正名 殿

電信寫

郵布先 文、電、絡股部長、絡秘書、絡股麻、管、經

外務省

電信寫

P440/

昭和廿二 三三四 平 横濱 一月十五日 十六日 八二〇 發 絡股  
吉田 總 裁  
鈴木 事務局長

第四號

(勞務月報訂正の件)

十二月分勞務月報報告に關し神奈川縣分左の通り訂正報告する

A、(イ)七六七 (ロ)五一、六八四、一

B、(イ)七六六、四 (ロ)五〇、七六三、二

C、(イ)六四六 (ロ)五一、四七三

D、(イ)一、四二八、五三八圓八〇

(ロ)十一月分繰越

五、四二三、九九九圓〇八

十二月分支拂

五一、九〇六、八七五圓六四

E、なし

(了)

外務省

電信寫

P4401

昭和二三 五三七 平 佐世保 一月二十四日 發 給設  
本省 二十五日 〇九〇〇 着

吉田 總裁

三浦 事務局長

第二〇號 (至急)

(勞務月報に關する件)

設營部長へ

勞務月報に關し長崎軍政部勞務係官より長崎縣廳に對し口頭は從來現實に支拂われたる基本給の總額のみ報告すべき旨總司令部より指令ありたるが縣當局へも中央より同様指示ありたる趣のと  
ころ一方佐賀縣においては同地軍政當局より從來の月末締切りを  
十月締切りに改められたき旨申出でし趣にて夫々當方へ事情  
照會越したるにつき軍政部側に對する報告は夫々要求に従い中央  
への報告は何等通報あるまで從來通りとせられたき旨回答し置き  
たるが本件に關し何等變更ありたるや所定の形式と共に至急御回

外務省

示相煩わしたる

配而先 文、電、給總部長、給設部長、給總、給設、電

RH'-0022

0067

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

(分類 H/3.10.1-1)

002420

電信案	従来連五日までに報告願ひ度い。
	各地方事務局長、出張所
	長尾文三
	終庫

電信案	電送第 395 號	主管 設 営 部 長
	昭和 22 年 1 月 28 日 午後 時 分 發	主任 總 務 課 長
件 名	勞務月報に関する件	出張所長
合 第 〇 六 號	(至 急)	發 設 営 部 長
外 務 省	事務関係事務は既に厚生省に移管されたが、原	昭和 22 年 1 月 28 日
	生省と協議の結果一月分勞務月報に限り發連中央	記帳済
	事務局は總司令部に報告することに決定したから	連 1.28
		秘書課

RH'-0022



電信寫

94401

昭和二一 六九一 平 鹿兒島 二月一日 一〇時 着 絡設  
 本省 二月一日 一〇時 着

吉田 總裁  
 第五號 (至急)  
 (勞務月報)

一月分勞務月報左の通り委細郵送

A、(イ)五〇、(ロ)三九二  
 B、(イ)五〇、(ロ)四〇七  
 C、(イ)五〇、(ロ)五二六  
 D、(イ)二五九五三圓八三錢、(ロ)三九五九八〇圓四〇錢

配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡總總、絡設總、業、經

川畑出張所長

電信寫

H'3101-1

昭和二一 六九一 平 鹿兒島 二月一日 一〇時 着 絡設  
 本省 二月一日 一〇時 着

吉田 總裁  
 第五號 (至急)  
 (勞務月報)

一月分勞務月報左の通り委細郵送

A、(イ)五〇、(ロ)三九二  
 B、(イ)五〇、(ロ)四〇七  
 C、(イ)五〇、(ロ)五二六  
 D、(イ)二五九五三圓八三錢、(ロ)三九五九八〇圓四〇錢

配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡總總、絡設總、業、經

川畑出張所長

外務省

RH'-0022

0069

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



電信寫

24401

昭和二三 七二二 平 吳 二月二日一六三〇發 絡設  
本省 三月一八〇〇着  
服部事務局長

吉田總裁

第一七號 (一月分勞務月報)

設管部長へ

鳥取縣一月分勞務月報報告左の通り  
付は各項とも該當なし

- A 同二〇六四名
- B 同二一八三名
- C 同二一四七名
- D 同三、〇一六八五四圓八〇錢
- E なし

配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡總、絡設總、業、經

外務省

記帳済

電信寫

24401

昭和二三 七四四 平 大阪 二月三日一六三〇着 絡設  
本省 四月一四一〇着  
小瀧事務局長

吉田總裁

第二五號 (至急)

(勞務月報)

一月分勞務月報左の通り

- (A) (イ)二八六五八、(ロ)一七八一八一
- (B) (イ)二八五〇六、(ロ)一七三五六三
- (C) (イ)九九一、(ロ)六五四一
- (D) (イ)二六六七一四一錢、(ロ)八七三一三六九錢
- (E) (イ)一二五一四五七錢、(ロ)七六〇二五五四錢

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡總、絡設總、業、經

外務省

電信寫

24401

文

昭和二十二年 七月六日 平 匣木 二月四日 〇〇〇〇 發 絡設  
本省 五日 〇九 五五 着

吉田 總裁

*[Handwritten signature]*

今井出張所長

合衆六號

(勞務月報)

一月分勞務月報左の通り

Aイ、なし

ロ、一二九九

Bイ、なし

ロ、一二九九

Cイ、なし

ロ、九九八

Dイ、なし

ロ、一、九三七二六八圓五九錢

外務省

Eイ、なし

ロ、なし

なほ十五日日備より常備へ切替へたる勞務者賃金未だ支拂はざる

につき除外せり

宛先 吉田總裁、横濱総連、神奈川縣勤勞課

配布先 文、人、絡設部長、絡秘、絡總秘、絡設庶、營、經

(了)



電信寫

7440/

昭和二二 七五七 平 福井 二月四日 五〇〇 發 絡設

設 警 部 長 本省 五日 九四〇 着 福井縣知事

(勞務月報報告の件)

(勞務月報一月分)

A、イ、一一四 □、一〇六

B、イ、一一四 □、一六

C、イ、一一四 □、一〇五

D、イ、一六九四九九・九六 □、九四一八四・六〇

E、なし (丁)

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡設、總、業、經

外務省

不送記

電信寫

7440/

訂正報

絡設

二月五日福井縣知事發總七五七(勞務月報)中左記訂正來電が

あつた

B、ロ、一〇六

D、イ、六九四九九九六 □、八四一八四、六〇

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡設總、業、經

外務省

不送記

RH'-0022

0072

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records National Archives of Japan

電信寫

9640/

	D	C	B	A	
札幌	1,178.82	1,178.82	1,178.82	1,178.82	札幌
函館	1,178.82	1,178.82	1,178.82	1,178.82	函館
小樽	1,178.82	1,178.82	1,178.82	1,178.82	小樽
旭川	1,178.82	1,178.82	1,178.82	1,178.82	旭川
釧路	1,178.82	1,178.82	1,178.82	1,178.82	釧路
千歳	1,178.82	1,178.82	1,178.82	1,178.82	千歳
室蘭	1,178.82	1,178.82	1,178.82	1,178.82	室蘭
稚内	1,178.82	1,178.82	1,178.82	1,178.82	稚内
北見	1,178.82	1,178.82	1,178.82	1,178.82	北見
計	1,178.82	1,178.82	1,178.82	1,178.82	計

昭和二十二年七月五日  
吉田 總裁

札幌 二月四日  
本省 五月一日  
武内事務局長

（外務省）

一月分事務月報左の通り

外務省

本電郵送寸

有償 三圓	なし	なし	なし	なし	有償 三圓
有償 三圓	なし	なし	なし	なし	有償 三圓
有償 三圓	なし	なし	なし	なし	有償 三圓
有償 三圓	なし	なし	なし	なし	有償 三圓
有償 三圓	なし	なし	なし	なし	有償 三圓
有償 三圓	なし	なし	なし	なし	有償 三圓
有償 三圓	なし	なし	なし	なし	有償 三圓
有償 三圓	なし	なし	なし	なし	有償 三圓
有償 三圓	なし	なし	なし	なし	有償 三圓
有償 三圓	なし	なし	なし	なし	有償 三圓

配布先 文、電、絡總、絡設部長、絡秘書、絡總、絡設、業

(丁)

電信寫

7640/

昭和二二

七七九

平

大津

二月五日

一五〇〇

六日

九五〇

着

締設

終運次長

(勞務月報)

滋賀縣知事

勞務月報一月分

A (イ) アメリカ三八二人、イギリス二〇九人

(ロ) アメリカ一〇〇七人

B (イ) アメリカ三四四人、イギリス二〇九人

(ロ) アメリカ六九九人

C (イ) アメリカ三四四人、イギリス二〇九人

(ロ) アメリカ七五〇人

D (イ) アメリカ二六一八八二圓三〇錢

イギリス一五九七九四圓

(ロ) アメリカ六四五五八圓三〇錢

外務省

不要記

B (イ) 該當なし  
(ロ) アメリカ二五七六六圓三一錢

配布先 文、電、総設部長、総秘書、総總務、総設總、業、經

(丁)

電信寫

24401

石川富山の一月分勞務月報左の通り報告する

石川縣	A	イ	七〇	〇	六八	〇	三	五	四	人
	B	イ	七〇	〇	六八	〇	三	五	四	人
	C	イ	八六	〇	六八	〇	三	五	四	人
	D	イ	五八	〇	六八	〇	三	五	四	人
	E	イ	二七	〇	六八	〇	三	五	四	人
富山縣	A	イ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	人
	B	イ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	人
	C	イ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	人
	D	イ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	人
	E	イ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	人

昭和二二 七七八 平 並海 二月五日 〇 發 格設  
 吉田 總裁  
 第八號  
 (勞務月報)  
 多田 出張所長

外務省

電信寫

24401

昭和二二 七八六 平 吳 二月五日 〇 發 格設  
 本省 六日 〇 九 四 五 着  
 吉田 總裁  
 第二一號  
 (廣島縣一月分勞務月報報告の件)  
 設營部長へ  
 廣島縣一月分勞務月報左の通り  
 (各項とも該當なし)  
 A (同) 一七、一四三名  
 B (同) 一六、三七五名  
 C (同) 一七、八一一名  
 D 支拂額 一四、七二九、七一〇圓、二二一三圓一〇錢  
 E なし  
 配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡總、絡設總、業、經

外務省

電信寫

ppp01

外務省

昭和二三 二九〇 平 和歌山 二月五日 一四五〇 發 絡設  
 本 省 六日 九五五 着  
 吉 田 總 裁 佐、藤、事務局長  
 第八號

(勞務月報)

一月分勞務月報左の通り  
 A 口三八三 B 口三八三 C 口四三五 D 口四五八、一八四圓八  
 七錢五なし  
 なおイ項該當なく又右には通譯は含まない  
 配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡總總、絡設總、業、經

D 一〇二〇 圓 〇六二七二〇 九錢  
 E 一な し 〇な し  
 配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡總總、絡設總、業、經  
 (丁)

RH'-0022

0076

電信寫

94401

昭和二十二 八〇二 平 吳 二月五日 一三〇二發 終設  
 本省 六日 一〇七着

設 營 部 長 服部事務局長

第一九號 (勞務月報)

島根縣一月分勞務月報報告左の通り

イ各項とも該當なし

A、口、七七二、B、口、七〇四、〇、口、八五二、D、口、  
 支拂額四二九、四四九圓六五錢

未納額三二九、七九一圓八九錢

B、なし

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡總總、絡設庶、營、  
 經

外務省

電信寫

94401

昭和二十二 七九六 平 大分 二月五日 一三二〇發 絡設  
 本省 六日 一〇〇着

吉 田 總 裁 渡邊出張所長

第二三號 (勞務月報に關する件)

勞務月報一月分

六分縣の分

A、口、一三四六 B、口、一三四六

C、口、一四一一

D、口、八〇五、六三七、五九 (諸手當旅費等を含まなは基本給  
 額のみ)

E、なし

宮崎縣の分

A、口、八九 B、口、九八

C、口、一四 D、口、五〇、四二一、〇〇

E、なし

(各項ともイ、なし)

配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡總總、絡設總、業、經

外務省

RH'-0022





電信寫

24401

訂正報 二月七日 電信班

二月六日着九州會禰事務局長發電第三七號（勞務月報）（總七九八）A項「九一九四」とあるを「九一九四」と訂正ありたい。

配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡總總、絡設總、業、經

不詳記

外務省

電信寫

24401

昭和二二 七九八 平 福岡 二月五日 五二〇 發 絡設  
本省 六日 〇四八 着

吉田 總 裁 會禰事務局長

第三七號 (勞務月報)

福岡縣一月分勞務月報

A 九一九四

B 一八六四六

C 九七九〇

D 二〇八九五、三二六圓八二錢  
(諸手當を含む)

E 二四、〇九一圓

配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡總總、絡設總、業、經

外務省

電信寫

7440/

昭和二十二年 八月二十二日 平 大阪 二月五日一六五〇發 絡設  
 本省 六月 六五〇着 小瀧事務局長

總一裁  
 第二五號 (至急)

(一月分勞務月報)

一月分勞務月報左の通り

A (イ)、二八六五八  
 B (イ)、一七八一八一  
 B (イ)、二八五〇六  
 (ロ)、一七三五六三  
 C (イ)、九九一  
 (ロ)、六五四一  
 D (イ)、一、二六六、七一四、一一錢

外務省

電信寫

7440/

昭和二十二年 七月三十一日 平 吳 二月五日一六〇〇發 絡設  
 本省 六月 一〇〇〇着 服部事務局長

吉田 總裁  
 第二二號

(勞務月報)

設營部長へ

山口縣一月分勞務報告左の通り

A、ロ、四八二、六、B、ロ、二、二五八七  
 C、ロ、八九〇  
 D、ロ、八五三、四一〇七六、四圓  
 E、左、シ

(丁)

配布先、文、電、絡設部長、絡秘、絡總總、絡設總、業、經

外務省

電信寫

2460/

昭和二三 八三〇、平、仙 台 二月六日 四〇〇發 給設  
 七日 一〇〇〇着  
 吉 田 總 裁  
 第一一號  
 (一月分勞務月報報告の件)  
 管下六縣の一月分勞務月報左の通り  
 宮城縣  
 Aイ二、一七一〇八、六八八Bイ一、六五〇七八六一〇イ一、九一  
 七〇七六七〇Dイ七、一〇六、九二八圓六八錢〇二八、四二七、七  
 一四圓七七錢五なし  
 岩手縣  
 Aロ一、三〇八Bロ一、三一〇〇ロ一、二七二Dロ一、一九元、六  
 八〇圓四〇錢 かに越年資金一二〇、二八〇圓五なし  
 Aイ一 一五〇一、一七七Bイ一 一四〇〇イ一 一四〇一、二〇

外 務 省

回、八、七三一、一六八、六九錢  
 回、七六、〇二五、五四錢  
 配布先 文、電、給設部長、給設秘書、給設總、給設處、業、經

RH'-0022

0000

電信寫

7440/

昭和二二 八二一 平 神戸 二月六日 一三二五 發 給設  
 本省 七日 〇九二五 着

吉田 總裁 田中事務局長

第一四號 (至急)  
 (勞務月報に關する件)

兵庫縣における一月分勞務月報左記の通り

④ A、九九五  
 B、九九五  
 C、九九五  
 D、七七三三八九圓  
 E、なし

A、九四七六  
 B、九〇二二  
 C、九一三三

外務省

八Dイ七六、三一三圓二四錢〇一、四一八、七二五圓九六錢五な  
 し

山形縣  
 Aイ一五九〇一、三四三Bイ一五八〇一、二五七〇一、一五〇一、  
 二七〇Dイ二〇七、六三六圓五〇錢〇一、七三七、六九九五圓九  
 九錢五イなし〇三一圓一四錢

秋田縣  
 Aイ一六〇一、九五Bイ一六〇一、八六〇一、一六〇一、六七Dイ一六、  
 七一五圓八〇錢〇二二二、六二六圓八〇錢ほかに越年資金イ二  
 三、八八〇圓〇二二六、七六六圓六〇錢五なし

福島縣  
 A〇七五五B〇七七七〇〇六一五D〇八七三、一八五圓一〇錢五  
 なし

配布先 文、電、給設部長、給秘書、給總務、給設庶、管、經

(了)

RH'-0022



電信寫

04401

昭和二三 八一九 平 福岡 二月六日 七三〇 發 絡設  
 本省 二月七日 九四〇 着

設 營 部 長 福岡縣知事

(勞務月報)

占領軍關係勞務月報一月分

A (九五九四)

B (八六四六)

C (九七九〇)

D (二〇、八九五、三二六圓八二錢)

(諸手當を含む)

E (二四・〇九一圓)

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡總總、絡設總、業

外務省

不送記

100

D、一二四七五二七圓七八

E、四二九六三圓

(了)

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡總總

RH'-0022

0082

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

24801

昭和二二 八三六 平 熊本 二月六日一六二〇發 絡設  
 本省 七日一〇〇〇着

設營部長 八木事務局長  
 第三一號

(勞務月報)  
 一月分勞務月報

A、(イ)一九六(ロ)一二三四  
 B、(イ)一九六(ロ)一〇九七  
 C、(イ)脱? (ロ)一一〇一  
 D、(イ)一三四一八二圓五〇錢  
 (ロ)八五九一六〇圓  
 E、(イ)なし (ロ)なし

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡總總、絡設總、業、  
 經

外務省

電信寫

24801

昭和二二 八四四 平 京都 二月六日一三〇〇發 絡設  
 本省 七日一五一〇着

吉岡事務局長 吉田總裁

(勞務月報報告の件)  
 福井縣一月分勞務月報左の通り報告する

(A)イ、一一四 ロ、一六〇  
 (B)イ、一一四 ロ、一〇六  
 (C)イ、一一四 ロ、一〇五  
 (D)イ、六九四九圓九六錢 ロ、八四一八四圓六〇錢  
 (E)イ、なし ロ、なし

配付先 文、電、絡設部長、絡祕、絡總總、絡設總、業、經  
 (了)

外務省

電信寫

昭和二十二年 八月三日 京都 二月七日 一三〇〇 發 絡設  
本省 七日 一三〇〇 着  
吉岡事務局長

第三〇號

（勞務月報提出の件）  
一月分勞務月報左の通り報告する。

A I = 七 = ×    ロ = 八 = 〇 =  
B I = 七 = ×    ロ = 八 = 〇 =  
C I = 七 = ×    ロ = 八 = 〇 =  
D I = 七 = ×    ロ = 八 = 〇 =  
E I = 七 = ×    ロ = 八 = 〇 =  
（了）  
配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡設總、業、經

外務省

電信寫

昭和二十二年 八月三日 本 關 二月七日 一三〇〇 發 絡設  
本省 八日 一三〇〇 着  
會 務 局 長

（再電）

（勞務月報に關する件）

貴電第三六號に關し  
A 九五九四 B 八六四六 C 九七九〇  
配布先 文、電、絡秘書、絡總總、絡設總、業、經  
（了）

外務省

電信寫

94001

計	常備		技能者		一般		種別	要求總數	供出總數
	B	A	B	A	B	A			
六九六六	一四四	三三〇〇	二〇	七八七	一三三	二五八三	岡山地區	一九九三	一九九三
						倉敷地區		一四〇一	一四〇一
								六六一	六六一
								二八	二八
								三二五〇	三二五〇
								一二三	一二三
								六一九五	六一九五

昭和二十二年二月七日  
八五五 岡山 二月七日  
八六一 本省 八日  
八六四 着  
吉田總裁  
伊澤事務局長

第九號 (勞務月報一月分)

本縣の進駐軍關係勞務の要求に對する供出狀況左の通り

外務省

電信寫

94001

昭和二十二年二月七日  
八五五 岡山 二月七日  
八六一 本省 八日  
八六四 着  
吉田總裁  
前田事務局長

第一三號  
(勞務月報訂正の件)  
四連第二六號拙信報告の一月勞務月報中愛媛の分左の通り訂正ありたい

A 口 四〇〇、〇二  
B 口 三九三、四七  
C 口 三、六二  
D 口 三〇八、七八一 同九九錢 以下同じ

配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡總、絡設總、業、經

高松 二月七日  
本省 二月八日  
着 九一〇  
絡設

前田事務局長

外務省

外務省

RH'-0022

0005

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



電信寫

(註、計不符合、異件別)

一 勞務獲得

A 供出困難なる職種及びこれにとりたる措置

職種 大工、タイピスト、洋服仕立工、通譯、理髮師、靴直

し、自動車運転手

措置

(一) 大工に對してはラジオ放送新聞廣告及び一般募集をなし

つつありなお勤勞者別に月二回程度輪番制による割當を

實施し要求數の充足に努めつつあり

(二) 其他職種については關係機關に協力し要求數の充足に努

むると共に新聞廣告及びラジオ放送等の方法を講じつつ

あり

B 應募難なる職種及びこれにとりたる措置

尠當學項なし

C 退職者、其の再就職政策

外務省

電信寫

一 再就職政策

退職者數、日備一四六、常備二八五

二 再就職政策

A 一四六名の日備勞務者は常備化によるものと成績不良のため

退職又は他部門へ就職轉旋中

B 二八五名の常備勞務者は自己意志及部隊の都合により退職さ

れたものと成績不良で退職を命ぜられたるものにして他部門

へ轉旋す

三 賃銀

A 一般輕勞動の場合は一、日最低四〇圓あり最高六〇圓程度なり

B 進駐軍關係一般勞務者の支給賃銀は甲、三五圓、乙、三〇圓(手

取り)にして一般と約一〇圓程度の相違あり勞務者に對して

は諸物資の配給等を実施して居る關係上一般市場との調勢は

圓滑に行き別に問題は起らず順調なり

四 特配關係

外務省

電信寫

A 本月は特配關係事項なし  
 B 將來に對する見込み  
 二月中旬地下足袋清酒、煙草等の入荷豫定また二月中旬より三月下旬の間出勤競争實施の豫定  
 兵進駐軍勞務者に對する厚生施設及び事業  
 寄り場に賣店を建設中また岡山市内映畫館の協力を俟つて割引觀覽證を發行中  
 兵進駐軍勞働組合及びその後の動向  
 各年十二月二十二日結成大會二十六日結成準備委員會本年一月十四日勞務協議會委員會開催さる一月十五日第一回委員會を開催し協議事項次の如し  
 (一) 日備勞務者越冬資金の具體的支給方法  
 (二) 縣で決定し得る勞働條件の範圍を明示  
 (三) 役員の公務扱いとする範圍ならびに取扱い方  
 (四) 協議會定例日の決定組合の特殊地位の決定

外務省

電信寫

○オIハイタイム手當支給について  
 以上の事項につき組合側より善處方の要望より目下考究中なり  
 一月新たに接收された建物及び進駐部隊  
 A、接收建物なし  
 B、進駐部隊なし  
 八、勞務現況

種別	常備	日備	計
A	三三三	三三三	六六六
B	三三三	三三三	六六六
C	三三三	三三三	六六六
D	三三三	三三三	六六六
計	三三三	三三三	六六六

六、常備  
 A、三三三〇名

外務省



電信寫

B、二、二〇名  
C、三五〇名  
D、六〇〇名、〇〇〇名  
七、一月中において發生せる這駐軍勞務關係通牒指示及び主要行事なし

配布宛 文、電、絡秘、給政部課、給總總

外務省

電信寫

H'3.10.1

報

昭和二二 八七三 平 編四 二月七日一、二八號 給政  
本省 八日一、〇〇着

會編事務局長

吉田 總裁  
(再電)

(勞務月報に關する件)

貴電第三六號に關し

A 九五九四 B 八六四六 C 九七九〇

配布先 文、電、絡秘、給政部、給總總、電、經

(了)

外務省

電信案

作世保  
 本署に於ては  
 二月分より  
 西支隊に於て  
 警備隊が基本  
 隊の強弱を要  
 求する  
 所は、両市の  
 警備隊と警備  
 隊との間に  
 協同して受  
 給し、その  
 結果、従来  
 の

(分類 3.1.0.1-)

電送第003711 號

昭和二十二年二月九日 發

主管 總務課長

發電係 7 23

昭和二十二年二月七日 起草

件名 長崎縣知事  
 市務月報に關する件

記録件名 設

一月九日附ニ勤勞ニ關シテ  
 市務月報に關する昭和二十二年十一月十日附  
 復書に答へる總司令部印覽書は、日本

電信案 外務省

RH'-0022



電信寫

外機密

28801

線 番 號	〇〇三七一二
符 號	平
主 管	昭和二十二年二月七日一七時二八分
設 置	總

佐世保事務局長  
第一七號

(勞務月報に関する件)  
長崎縣知事あて電報第三七十一號轉電

設管部長

(分類) (天)

電信課長	主管	電送第003712號
發電係	主任	昭和二十二年二月七日
	發	時分
	宛	佐世保事務局長
	件名	労務月報に関する件
	第一七號	
	記録件名	設管部長
	發	

長崎縣知事あて電報第3711号轉電

總務

外務省

昭和二十二年二月七日起草

記帳係

RH'-0022

0090

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(分類)

電 信 案	貴電第二一号及第二二号に關し	電送第 <b>003558</b> 號	主管	設 營 部 長 主 任 總 務 課 長 以 下 昭 和 22 年 2 月 7 日 起 草 小 林	電信課長
		昭和22年2月7日 17時10分發	發		
外 務 省	廣島縣の口項未尾にニ、ニ一三円一〇錢とあるか何と意味する るか又山口縣の分に疑義あり、右至急調査の上回電願ひ度い	件名	宛	發	發電係
		件名	宛	發	
	第二二號	勞務月報に關する件	中國事務局長	設營部長	
	(至急)	記録件名		設營部長	

15  
記帳済  
22.2.7  
秘書課

(分類)

電 信 案	貴電三七号に關し 福岡縣月報	電送第 <b>003568</b> 號	主管	設 營 部 長 主 任 總 務 課 長 以 下 昭 和 22 年 2 月 7 日 起 草 小 林	電信課長
		昭和22年2月7日 17時10分發	發		
外 務 省	(A)(B)(C)の数字と至急再電願ひ度い	件名	宛	發	發電係
		件名	宛	發	
	第三二號	勞務月報に關する件	九州事務局長	設營部長	
	(至急)	記録件名		設營部長	

14  
記帳済  
22.2.7  
秘書課

RH'-0022



(分類 H'3.10.1-1)

電 信 案	電 信 案	電 信 案	電 信 案	電 信 案	電送第 003710 號	主管 設 計 部 長
					昭和 22 年 2 月 7 日 前 發	主任 佐 世 保 平 務 部 長
外 務 省	外 務 省	外 務 省	外 務 省	外 務 省	件 名	宛
					第 一 六 號	設 計 部 長
外 務 省	外 務 省	外 務 省	外 務 省	外 務 省	記 録 件 名	發
						設 計 部 長

貴電 承 二 〇 號 に 関 し  
一 長 崎 縣 南 部 長 崎 縣 知 事  
に 宛 せ る 電 報 あり 候

昭和二十二年二月七日起草

電信寫

外機密

94401

號 番 總	三五六七
號 符	平
昭 和 廿 二 年 二 月 七 日 一 七 時 一 八 分	
管 主	設 營 部 長

大分出張所長  
第一〇號(至急)  
貴電第二三號に關し  
大分縣月報中D項は諸手當を含めて至急報告願ひ度い

RH'-0022

0092

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

(分類)

電 信 案	外 務 省	電送第 003567 号	主管 設 置 部 長 主 任 總 務 課 長 代 理
		昭和22年7月7日 7時18分發	昭和22年2月7日
		件名 大分出張所長	發 設 置 部 長
		件名 勞務月報に関する件	記 録 件 名
		第 10 號	發 設 置 部 長
		貴電第三三三号に關し	昭和22年2月7日
		大分縣月報中口頭は諸手書き含め報告願ひ度い	カ キ

電信課長

發電係

記帳済

終連  
22.7  
秘書課

13  
時

電  
信  
案

電 信 案	長崎縣知事ニテ別覆 の通り、若受本等から中実への取組等は従 前通り、然し、御手紙の ご要望には應じ、従来は月末締切りとす 日締切りと両方、提おせうか、
-------------	---

RH'-0022

0093

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



(分類 H3.1.0.1-1)

電 信 案	あり調査の上回電せられたい	至急	貴電才一四号に關し	(ロ)のD項一、二四七、五二七圓七八錢とあるが過少な疑義	電送第 <b>003825</b> 號	主管
					昭和22年2月7日 午後2時 分發	設 管 部 長 主 任 總 務 課 長 代 書 昭和22年2月7日 起草 小林
略	件名	宛	第	號	發	記 錄 件 名
	勞務月報に關する件	神戶事務局長	(至急)		設 管 部 長	

電信課長

發電係

8-12

記帳済

電信寫

2880.1

昭和二三 八八〇 平 吳 二月八日一六一〇發 絡設  
 本省 九日〇九四〇着 服部事務局長

第三十號 (勞務月報に關する件)

設管部長へ

費電第二二號に關し

廣島縣D(向未拂額二二、二一三圓一〇錢は電文崩れにして八、七  
 四九、二一三圓一〇錢か正當)

山口縣月報は當方においても疑義があり照會中につき追報する

(了)

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡總總、絡設總、業、經

外務省

RH'-0022

0094

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

(分類 43.10.1-1) 003749 409

電 信 業	電 送 第 003821 號	暗 平略	昭和22年7月8日 13時 分發	主管 設 管 部 長
		件 名	宛 名	主任 總務課長
外 務 省	合 第 七 九 號	件 名	事務月報に關する件	昭和二十二年一月七日起草
			宛 名	發 件 名
厚生省へ直接所報告相成候に 報の報告に系統は二月分より廃止するから 客年合第四〇九號に依り電報記載の事務月 報の報告に系統は二月分より廃止するから				

8 08

(分類 43.10.1-1) 003745

電 信 業	電 送 第 003748 號	暗 平略	昭和22年7月8日 13時 分發	主管 設 管 部 長
		件 名	宛 名	主任 總務課長
外 務 省	合 第 七 八 號	件 名	事務月報に關する件	昭和二十二年2月8日起草
			宛 名	發 件 名
貴局管下各縣の事務月報未着に付至急報告願 度 本電宛先 佐世保、東南北陸、四國大事務局長 奉命去來折長				

8 07

RH'-0022

0095

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

電信寫

24401

昭和二十二 九〇〇 平 大分 三月九日 一〇〇〇 發 絡設  
本省 十日 一三三九 着

吉田 總裁 渡邊出張所長

第二八號 (至急) (勞務月報に關する件)

貴電第一〇號に關し

D項、諸手當を含み一、〇四四、二六〇、八一。  
配布先 文、電、絡設、絡秘書、絡總總、絡設總、業、經

外務省

電信案

解令  
地方自治勸士官に對する報告は従前通り  
所取は小の如く

RH'-0022

0096

電信

P4401

昭和二十二年九月三日

立川 三月十日 一三〇七發 絡設  
本省 十日 一四一〇着

金子出張所長

吉田 總裁  
第一〇號

(勞務月報に關する件)

貴電合第七九號に關し

厚生省へ提出の勞務月報の提出期日折返し御回電を請う(了)

配布先 文、電、給設部長、給秘書、絡總總、絡設總、業、經

外務省

電信寫

P4401

昭和二十二年九月五日

奈良 二月十日 一四四〇發 絡設  
本省 十一日 九三〇着

番 出張所長

吉田 總裁  
第七號 (至急)

(勞務月報に關する件)

貴電合第七八號に關し

二月四日第四號をもつて報告済み

配布先 文、電、給設部長、給秘書、絡總總、絡設總、業、經

外務省

電信寫

P4401

昭和二三 九〇七 平 名古屋 三月十一日 一四一五發 絡設  
 吉田 總裁 本省 十一日 九三八着  
 第一四號(至 急) 倭島事務局長

(一月分勞務月報)  
 静岡縣勞務月報一月分左の通り報告す

A (1) 四〇〇 (1) 一六〇  
 B (1) 四〇〇 (1) 一四〇  
 C (1) 五八四 (1) 一三七  
 D (1) 三八〇七五三圓四〇錢 (1) 一三八一八三圓八一錢  
 E なし

配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡總、絡設、業、經

外務省

電信寫

P4401

昭和二三 九一六 平 横濱 二月十一日 一五〇三發 絡設  
 吉田 總裁 本省 十一日 九三〇着  
 鈴木事務局長

第一一號 (勞務月報提出の件)  
 往電第一〇號に關し神奈川県  
 A (1) 三三九 (1) 四四九 七  
 B (1) 三三九 (1) 四四九 七  
 C (1) 三三九 (1) 四四九 七  
 D (1) 五〇二 (1) 〇〇〇 (1) 〇二一 (1) 〇二一  
 E (1) (1) なし

な厚木地区は一部日やといより常ようへ切替えたる勞務者は  
 賃銀いまだ支拂いをらざるにつき除外せり

配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡總、絡設、業、經

六圓二七  
 一月分支拂高三一、〇一六、九〇四圓  
 八九

外務省

電信寫

P.4401

昭和二十二年九月二十〇日 名古屋 二月十日一四時發給  
吉田 總裁  
第一三號  
（勞務月報）  
倭島事務局長

當局管下一月分勞務月報左の通り報告す

愛知縣

A、イ、	三四三六	口、	一五六二
B、イ、	三四二九	口、	一四二四
G、イ、	三四三七	口、	一四八三
D、イ、	三八五八七五九圓九八錢		
口、	一七八七五〇八圓		
越冬手当當三	一三六三一九圓		

外務省

岐阜縣

A、イ、	一一二	口、	九二五
B、イ、	一一二	口、	八五九
C、イ、	一一二	口、	七〇七
D、イ、	九四三七圓八〇錢		
口、	七〇二一三〇圓八〇錢		

三重縣

A、イ、	六九	口、	六三
B、イ、	六七	口、	六〇
C、イ、	七一	口、	七五
D、イ、	七三八二四圓一〇錢		
口、	七六九七二圓九〇錢		

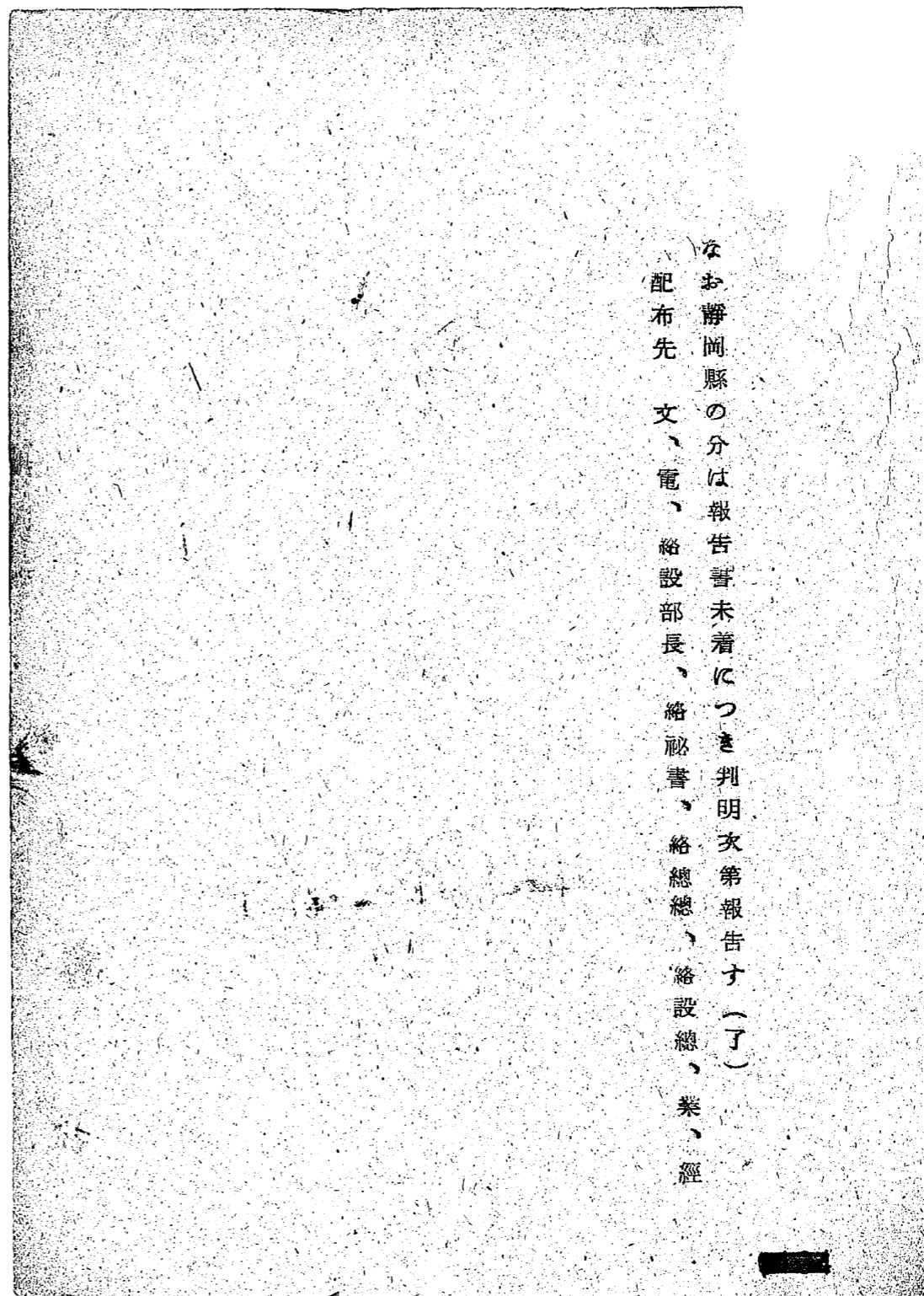
電信寫

2440/

昭和二二	九六四	平	横濱	二月十二日	一〇〇〇	發	絡設			
吉田	總裁		本省	十三日	一〇〇〇	着				
第一〇號							鈴木事務局長			
(勞務月報に關する件)										
勞務月報	一月分									
新潟	A (1) 六三						(1) 八三			
	B (1) 六三						(1) 八二			
	C (1) 七一						(1) 八七			
	D (1) 五五	六	一圓	五六錢	(1) 七	二九	五圓	三二錢		
山梨	A (1) なし						(1) 三一	二		
	B (1) なし						(1) 二九	四		
	C (1) なし						(1) 三一	〇		
	D (1) なし						(1) 三五	八	九六二圓	三八錢

外務省

なお静岡縣の分は報告書未着につき判明次第報告す(了)  
配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡總總、絡設總、業、經



RH'-0022



電信寫

群馬  
 ①なし  
 ②なし  
 ③なし  
 ④なし  
 ⑤なし  
 ⑥なし  
 ⑦なし  
 ⑧なし  
 ⑨なし  
 ⑩なし  
 ⑪なし  
 ⑫なし  
 ⑬なし  
 ⑭なし  
 ⑮なし  
 ⑯なし  
 ⑰なし  
 ⑱なし  
 ⑲なし  
 ⑳なし  
 ㉑なし  
 ㉒なし  
 ㉓なし  
 ㉔なし  
 ㉕なし  
 ㉖なし  
 ㉗なし  
 ㉘なし  
 ㉙なし  
 ㉚なし  
 ㉛なし  
 ㉜なし  
 ㉝なし  
 ㉞なし  
 ㉟なし  
 ㊱なし  
 ㊲なし  
 ㊳なし  
 ㊴なし  
 ㊵なし  
 ㊶なし  
 ㊷なし  
 ㊸なし  
 ㊹なし  
 ㊺なし  
 ㊻なし  
 ㊼なし  
 ㊽なし  
 ㊾なし  
 ㊿なし

なま長野、埼玉、神奈川来着につき追電する。  
 (丁)

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡総務、絡設業、業、  
 経

外務省

電信寫

94401

訂正報 二月十四日 電信班 絡設  
 二月十三日着(總九六四)横濱鈴木事務局長發第一〇號(勞務  
 月報)中左記の通り訂正ありたし(電報寫郵送による)  
 記  
 新潟縣の分  
 D ①五六一四圓〇五錢②七一九五八圓三三錢  
 山梨縣の分  
 A ①ナシ②三一二  
 配布先 文、電、絡設部長、絡祕、絡設總、業、經

外務省



(分類 H.S.1.0.1-1)

電 信 案	至急報告願ひ度い。	長崎、佐賀両縣、一月分勞務月報未着につき大	電送第 04143 號	主管
			昭和22年2月12日 7時 分發	設管部長 庄 總務課長
外 務 省	至急	件名	宛	發
		勞務月報に関する件	佐世保事務局長	設管部長
		記録件名		

電信課長

發電係

昭和22年2月12日起草  
12-2  
記帳済  
20 21

(分類 )

電 信 案	貴電才 四 未着 ため至急再電願ひ度い。	勞務月報に関する件	電送第 004141 號	主管
			昭和22年2月12日 7時 分發	設管部長 庄 總務課長
外 務 省	至急	件名	宛	發
		勞務月報に関する件	奈良出張所長	設管部長
		記録件名		

電信課長

發電係

昭和22年2月12日起草  
記帳済

RH'-0022

0102

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

(分類) (方)

電 信 案	外 務 省	松電才十三号に關し 神戶事務局長(口)の口頭至急再電願ひ度い	電送第	04142	主管	設營部長
			略	昭和22年2月12日	主任	總務課長
			件名	宛	發	
			勞務月報に關する件	神戸事務局長	設營部長	
			記録件名			
			(至急)			

電信課長 發電係 12 23 記帳済

昭和22年2月12日起草

(分類) (方)

電 信 案	外 務 省	山口縣勞務月報至急報告願ひ度い	電送第	4140	主管	設營部長
			略	昭和22年2月12日	主任	總務課長
			件名	宛	發	
			勞務月報に關する件	吳事務局長	設營部長	
			記録件名			
			(至急)			

電信課長 發電係 12 23 記帳済

昭和22年2月12日起草

RH'-0022



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

電信寫

0440/

昭和二十二 九八三 平 神 戸 二月十三日 一六三八 發 絡設  
 本 省 十四日 〇九四五 着

吉 田 總 裁  
 田 中 事 務 局 長

第一八號 (至急)  
 (勞務月報に關する件)  
 貴電第四號に關し  
 の(デイ)項は一二四四七五二七圓七八錢に訂正ありたい。

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡設の庶、營、經

外務省

電信寫

0440/

昭和二十二 九九六 平 横濱 二月十三日 發 絡設  
 本省 二月十四日 一六一〇 着

吉 田 總 裁  
 鈴木 事 務 局 長

(第一〇號の續き郵送)  
 (勞務月報報告の件)  
 一月分勞務月報  
 長野縣

A (1) 二九七、九 (四) 五二三、九  
 B (1) 二九一、五 (四) 四一七、七  
 C (1) 三〇〇 (四) 五四二  
 D (1) 一七一、〇 八二圓一五錢 (四) 五一〇、三五七圓八〇錢

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡設の庶、營、經

外務省

電信寫

74401

昭和二十一年二月十四日 奈良 二月十四日 着 絡設

吉田 總 裁 本 省 十五日 番出張所長

第一一號(再電) (勞務月報に關する件)

貴電第五號に關し

設營部長へ

勞務月報(月分左の通り)

A、イ、三七 口、一〇四八  
 B、イ、三七 口、九三〇  
 C、イ、三六 口、一〇三一  
 D、イ、三一七六二圓三三錢  
 ロ、一三八六六圓二八錢  
 E、イ、なし 口、なし

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡總、絡設總、業、經

外 務 省

電信寫

74401

昭和二十一年二月十四日 奈良 二月十四日 着 絡設

吉田 總 裁 本 省 二月十五日 九一五着 三浦事務局長

第三六號(至急) (勞務月報)

勞務月報 一月分

長崎縣 (四) (四) (四) (四) (四)  
 A、五九 口、四〇五〇  
 B、五九 口、四〇五〇  
 C、五九 口、四〇五〇  
 D、六八 口、二九四三  
 E、八八 口、二〇四六三

佐賀縣 (四) (四) (四) (四) (四)  
 A、七八 口、一一二六  
 B、七八 口、一一二六  
 C、七八 口、一一二六  
 D、八四 口、二四六一  
 E、二四 口、五〇八

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡總、絡設總、業、經

外 務 省

